

令和7年8月22日開会
令和7年8月22日閉会

第799回湯川村農業委員会
定例総会議録

湯川村農業委員会

第799回湯川村農業委員会会議録

第799回湯川村農業委員会定例総会を令和7年8月22日湯川村役場に召集した。

1. 出席農業委員（7人）・出席推進委員（6人）

1番	小沼幸子	2番	佐藤敬一
3番	山田誠一郎	4番	兼子房男
5番	山口栄子	6番	真壁澄男
7番	中島仁	10番	渡部正美
11番	三瓶恵美	12番	吉田守
13番	高橋勝彦	14番	中島和裕
15番	大場忠重		

2. 欠席農業委員（1人）・欠席推進委員（1人）

8番	高木伸也	9番	鈴木明美
----	------	----	------

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局職員	大場祐一	永島真弓
産業建設課農業振興係	川島茂宏	小林憲和

4. 本日の会議の案件

議案第19号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」
の変更に係る検討について

議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

5. 会議の概要

(午前8時45分開会)

議長 おはようございます。時間変更にも関わらず、皆さん時間通りにお集まりいただきましてありがとうございます。先日坂下の方で早場米が刈入れになったということで、来月9月初めくらいには店頭に並ぶだろうということで新聞に載っておりました。お盆に関東の方へ出掛けてしまいりましたら、千葉県の方ではもう稲刈りが始まってコンバインが入って一生懸命作業しておりました。私たちの湯川村ももうまもなくだなと感じながら帰ってきました。ただ気になるのは値段の方なのですが、農協の方では概算金が25,000円ということでお示されているようですが、新聞では北海道や富山県、福井県あたりだと26,000~30,000円と出ているようですので、会津よつばの方の概算金もこれから考えてくるんじゃないかなという期待感を持っております。今日は暑い中、1年に1回の農地パトロールということで大変でしょうけど、熱中症に注意しながら皆さんと一緒に回っていきたいと思いますので、どうぞよ

ろしくお願いいいたします。

議長 本日の出席状況でございますが、農業委員については、8番高木伸也委員から欠席の報告を受けております。農地利用最適化推進委員については、9番鈴木明美委員から欠席の報告を受けております。農業委員8名中7名出席しておりますので本日の会議は成立しております。

議長 只今より第799回湯川村農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 日程第1、会期の決定について、をお諮りいたします。

3番委員 会期は本日一日限りとしたいと思います。

議長 只今3番委員から「会期を本日1日限りとする。」提案がありました。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。

議長 日程第2、会議録署名人の決定について、をお諮りいたします。

(議長一任、の声)

議長 議長一任ということで、私の方から指名させていただきます。本日の会議録署名人に5番委員と6番委員の両名にお願いいたします。

議長 日程第3、会務の報告をいたします。事務局の報告を求めます。

事務局長 前回の定例会から本日までの主な会務を報告した。

議長 これで会務の報告を終わります。

議長 日程第4、議案第19号「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」の変更に係る検討について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 それでは、2ページをお開きください。議案第19号、「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」の変更に係る検討について、を議案書2ページにより朗読。3ページには議案第19号に係る湯川村長からの照会の文書を添付してございます。村が基本的な構想の変更をするに場合においては、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定に基づき農業委員会からの意見を聴かなければならぬこととされており、農業委員会としての意見等を求められております。詳細な内容については産業建設課農業振興係職員から説明していただきます。

議長 それでは、産業建設課農業振興係小林主査お願いします。

小林主査 産業建設課農業振興係の小林と申します、それでは、私の方から本議案内容について説明させていただきます。

この議案は、湯川村の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」の変更に係る案件であります。

基本構想とは、認定農業者の認定基準や村の農業の方向性を定めた内容になっております。この基本構想は、県が策定する基本方針に準じて、各市町村が作

成・変更を行うものであります。今回、福島県において、基本方針の見直しが行われましたので、湯川村においても本基本構想の見直しを進めているところでございまして、見直しの際には、管内の農業協同組合と農業委員会に意見を求めることが法律で定めてられているため、今回、基本構想変更に係る意見照会をさせていただき、本定例会でご協議頂く次第でございます。それでは、今回、変更した主な内容についてのみ、説明させていただきますので、お配りしている資料をご覧ください。今回の変更では、全体を通して、前回変更があつた令和5年より変更を行つた箇所を追加・削除を行つており、赤字で記載しております。改正資料案に沿つて、大きな変更点のみを抜粋して説明をさせていただきます。資料の7ページの第1の3（1）育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標および（2）新たに農業経営を営もうとする青年等の年間農業所得目標の数値は変更しておりませんが、年間労働時間目標については1,900時間程度としておりましたが、県と同様に1,800時間としております。県の基本方針では、主たる農業従事者の年間農業所得目標を460万円以上としていますが、本村の認定農業者の平均年間所得が約288万円であり、県の基本方針で定める基準より大きく下回っています。本村においては総耕作面積1,100haのうち、1,010haが圃場での水稻栽培が占めており、収益を上げるために、その他の作物の耕作に取り組むことが困難な状況であります。なお、高齢化による耕作者の減少は今後も危惧され、中心経営体として、農地を集積し、村の農地を耕作、守っていく認定農業者の存在は必要不可欠であり、所得の基準額を上げ、認定農業者の入り口を狭くすることは出来ません。また、県が年間農業所得目標を現行と同所得としていることから、本村の現状を鑑み、現在の年間所得については変更なしとしました。年間労働時間目標を1,800時間程度とする理由についてですが、県の基本方針では、主たる農業従事者の年間労働時間目標を厚生労働省の「毎月勤労統計調査」から年間労働時間を算出し、年間1,800時間程度としています。このことから、本村の現状を鑑み、県に準ずることとし、年間労働時間目標を1,800時間程度としております。

続きまして、資料の45～51ページの新旧対照表についてです。令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、利用権設定等促進事業が廃止され、地域計画策定後の農地の貸借または売買については、農地中間管理事業か農地法第3条により行われていることから、利用権設定等促進事業に関する事項については、削除を行いました。その他、作成する内容は、県の内容に即して作成しておりますので、ご理解ください。

以上が今回の見直しで変更があつた主な箇所でございます。なお、本日、農業委員会より本基本構想の内容について、同意を頂けた場合は、その後福島県へ本協議を行い、正式に策定に移らせていただく予定となつております。

それでは、以上で私からの説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございました。それではこれより本案に対する質疑に入ります。質

- 疑ございませんか。
- 15番委員 各項目に「略」と入っている。例えば45ページの2番など。これは残すのか。「略」とここに記載した理由となぜここに記載があるのか。「略」の意味は何かの略称を意味しているのか。その辺りを教えてほしい。
- 事務局長 「略」は全く変わっていないという意味です。
- 15番委員 省略という意味か。
- 事務局長 この新旧対照表で現行と変更後を見比べていただくと変更のある部分だけ掲載されております。
- 議長 他に、質疑ありませんか。
- 4番委員 利用権設定等促進事業がなくなったのは、農地中間管理機構を通した貸し借りに変わったからなくなったという理解で良いか。
- 議長 その通りです。
- 3番委員 農業者1経営体あたりの所得の話なんですけど、450万円と記載されています。総労働時間から年間労働時間と表記が変更になったという話なんですが、これは労働時間が増えて年間所得はそのままという、村の所得に近づけるために労働時間を増やしたのか。どういう改正なのか。
- 小林主査 時間自体は基本的には県が毎月勤労統計調査に基づいて算出しておりまして、今まで1,900時間だったものを、最近の調査の中で1,800時間となったので、県の基本方針の中で変更になり、村も準じて1,800時間に変更しました。所得のところも本来なら県に準じて460万円以上にすべきところではあるのですが、村の現状を鑑みたときに湯川村の認定農業者83名の方の平均所得が288万円ということで、基準には満たないため、一概に上げることができないというところから、認定農業者として認定するにあたってもほとんどが基準から外れてしまうので、そこは動かさずに、かといって数字を下げるわけではなく、現行の300万円にしております。
- 3番委員 年間労働時間を総労働時間に変えたっていうのは、営農活動だけでなく細かい農業に関する仕事も入ってということですか。表現がこう変わるということですか。
- 議長 表現ではないと思います。ただ今までと同じ作業内容であるけれども、作業時間が少なくなったということで、ということは大規模農家が少しずつ多くなってきている傾向なのかなと捉えられると思います。大きくなれば作業時間が少なくなるかなと、我々みたいな小さい村だと夜遅くまでとなりますが、そういう今までの作業時間が少なくなつて…ということでの短縮だと思います。
- 3番委員 分かりました。ありがとうございます。
- 4番委員 働き方改革の一環なのか。
- 小林主査 それもあると思います。
- 4番委員 数字的な確認なんですが、認定農業者83人の内訳を教えてほしい。
- 小林主査 法人が5で、個人が78、合計で83です。

議長　他にございませんか。なければ質疑を打ち切りたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長　ご異議なしと認めます。本案に対する質疑を打ち切ります。これより、議案第19号「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」の変更に係る検討について、を採決したいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長　ご異議なしと認めます。これより、議案第19号「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」の変更に係る検討についてを採決いたします。

議長　本案に対して「異存ない」旨の意見を付すことに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は「異存ない」旨の意見を付すことになりました。

議長　日程第4、議案第20号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局　はい、議長。

議長　はい、事務局。

事務局　56ページにより、議案第20号を朗読。今回の案件は2件です。

57ページをお開きください。整理番号1番です。申請地ですが、昨年12月定例総会にて湯川農業振興地域整備計画の変更案の議案を提出し、承認をいただいた後、令和7年2月末には計画変更が完了して、農振農用地から除外された場所です。農地転用に必要な添付書類の準備に時間を要し、今月の審議となりました。

権利の種類につきましては、使用貸借権の設定です。設定人は[REDACTED]集落の[REDACTED]さんです。被設定人は[REDACTED]の[REDACTED]さんです。申請地は大字[REDACTED]

[REDACTED]です。登記地目、現況地目は[REDACTED]です。面積は合計[REDACTED]m²です。

転用の事由でありますと、被設定人の両親が高齢となり、生活面で不安が生じてきたため同居することにしたそうです。現在の実家の建て替えも検討しましたが、設定人である父親の健康上の理由から仮住まいが難しいため、自己所有農地での新築をすることといたしました。工事期間は、許可の日から令和8年3月31日まで、利用期間は許可の日から20年であります。転用そのものは永久となりますと、権利の存続期間が20年ということです。所要面積は[REDACTED]m²です。

申請地の場所につきましては58ページに位置図、59ページに公図を添付しています。赤色の枠の部分でございます。

60ページの土地利用計画図、61ページの取水排水図、62~64ページの住宅の平面図・立面図により詳細を説明。

取水は水道、汚水は下水道を利用し、建物における雨水については雨樋を通して北側水路へ排水させ、それ以外は地下浸透にて対処するため、農業用排水に支障を及ぼす恐れがないと考えます。申請地は[REDACTED]を分筆しているため、

北側を除き周囲を田に囲まれている状況です。そのため、西側及び南側にはL型擁壁、東側及び北側には土留めブロックを積み、土砂の流出を防止するための対策を取ります。また、残った農地は■ではなく■として利用するため、付近に及ぼす影響はないとの認められます。

次に、農地法の許可基準に照らして説明いたします。立地基準の農地区分については、宅地化が見込まれる場所ということで、第2種農地である市街地近傍小集団農地に該当します。面積につきましては一般住宅用地として必要最小限であり、基準に合致しております。続いて一般基準についてでございますが、農地転用行為の妨げになるような、農地の使用賃貸借や抵当権につきましてはございませんでした。昨年度まではバンクを介した農地の権利設定をしており、■も含めて耕作しておりましたが、合意解約済でございます。次に資金についてでございますが、自己資金でまかなうとのことで、通帳の写しにより確認をいたしております。転用による周辺農地への影響についてですが、現地調査を実施し特に影響はないという旨、確認済みです。以上の事から転用計画の実現性が認められると思われます。

続きまして整理番号2番です。65ページをお開きください。権利の種類につきましては、所有権移転です。譲渡人は■の■さん、譲受人は■の■さんです。申請地は大字■の1筆で登記地目、現況地目は■です。面積は■m²です。対価は10aあたり■万円です。

転用の事由でありますが、譲受人は、申請地近くで■を経営しており、店舗併用住宅で妻・義母・子ども2人と生活しておりますが、現在の駐車場が住宅用2台・店舗用2台と狭く、今後従業員の雇用も検討していることから、早急に駐車場の確保をしたいと考え、今回の申請を行いました。工事期間は、許可の日から令和7年10月31日まで、利用期間は許可の日から永久であります。所要面積は合計■m²です。

申請地の場所につきましては66ページに位置図、67ページに公図を添付しています。赤色の枠の部分でございます。

68ページの土地利用計画図により詳細を説明。

駐車場用地としての転用であるため、取水と排水はありません。雨水については地下浸透させるため、農業用排水に支障を及ぼす恐れがないと考えます。駐車スペースは砂利を敷くとのことです。

次に、農地法の許可基準に照らして説明いたします。立地基準の農地区分については、第3種農地の市街地内農地であり、原則として許可できる農地に該当しており基準に合致しております。面積につきましては土地利用計画図の通り必要最小限であり、基準に合致しております。少し大きいと感じるかもしれませんのが、土地の形が縦型の台形となっており、進入口の方が狭いため、敷地内でUターンなど切り返しなどを行う必要があるため、駐車場用地として必要最小限となっています。続いて一般基準についてでございます

が、農地転用行為の妨げになるような、農地の使用賃貸借や抵当権につきましてはございませんでした。次に資金についてでございますが、自己資金でまかぬとのことで、通帳の写しにより確認をいたしております。転用による周辺農地への影響についてですが、現地調査を実施し特に影響はないという旨、確認済みです。以上の事から転用計画の実現性が認められると思われます。

説明は以上です。

議長　只今の事務局説明に関連して整理番号1番について現地調査委員からの報告をお願いします。6番委員お願いします。

6番委員　別紙農地法第5条第1項の許可申請に伴う調査報告書、1から7までを朗読して報告した。(報告内容は割愛)

議長　続きまして、整理番号2番について現地調査委員からの報告をお願いします。3番委員お願いします。

3番委員　別紙農地法第5条第1項の許可申請に伴う調査報告書、1から7までを朗読して報告した。(報告内容は割愛)

議長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。質疑はございませんか。

4番委員　■の農地転用の用排水について西手と北手に水路が回っていたかと思いますが、排水についてはどのような計画になっているのでしょうか。

事務局　■の駐車場の農地転用について、確かに北側と西側にも水路があり、水が流れおりました。排水関係については、必ず土地改良区と事前に協議を行っていただくこととなっておりますが、特にこちらの申請地については意見書等を発行しないということで確認しております。畑ということもあるかもしれません。水路に隣接しておりますけれども、コンクリートを敷くわけでもないですし、境界も明確であるため、このままということで確認をしております。土地改良区の方で意見書が不要ということであれば、こちらも添付を求めるものではありませんので、問題ないかと思います。

4番委員　駐車場を作るということですが、冬期間における除雪とか出てくると思うのですが、コンクリートを打たないで駐車するということか。

事務局　コンクリートを敷くかどうかというご質問かと思うのですが、こちらは事前に確認しております、砂利敷きとするということです。店舗の南側には4台分の駐車場があり、ここはコンクリートを敷いています。こちらはお客様用ということですが、今回の申請地につきましては、自分たちの車と来客用の車4台分ですので、こちらの方は今のところコンクリートを敷く計画はないということで確認しております。

4番委員　現地確認で歩いておりますと、農地転用をして家を建てた後、宅地の一部に何台かの駐車場を整備し、雨水は地下浸透でやりますということなんですが、1年もしないうちにコンクリートを敷いている例が多々見受けられるん

です。そういうこともあるもんですから、そうならないようにしてほしいと思います。

事務局 駐車場用地に関しては宅地に隣接した場所も含めて、以前より [] からお話がありましたので、事務局の方としても申請書を受理する段階でこれらの見込みなどを確認させていただいております。もちろん農地転用の添付書類の中にも見積書等を添付しなければならないことになっておりますので、それを見ながら確認をしながらより詳しく見るようにしております。今この段階ではどうしても資金の関係で砂利敷きになりますという場合でも、今後の見込みは20年、30年先のことまでは分からないですけれども、今出された申請書、添付書類、それから本人のご意向を確認した上で受理しておりますので、農業委員会としては現時点のこの事実でしか判断できないと思います。事務局の方では、現段階で分かる部分だけでも確認はして参りますので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

4番委員 はい、了解です。

議長 他に質疑はございませんか。なければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 質疑を打ちります。これより意見を徴します。

14番委員 議案第20号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について意見を述べます。申請する各事項は事実に相違なく、農地転用許可基準に合致しているので承認したいと思います。

議長 これより、議案第20号を採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認めます。これより議案第20号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を採決いたします。

議長 議案第20号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり承認いたしました。

議長 本日の議題はすべて終了いたしましたので、第799回湯川村農業委員会定例総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

6. 本日の会議の結果は、次のとおりである。

議案第19号 「異存ない」旨の意見を付すことに決定

議案第20号 原案のとおり承認

議長 全議事の終了を告げ、令和7年8月22日午前9時38分閉会を宣言した。

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和7年9月19日

湯川村農業委員会

会長

5番 委員

6番 委員